

豊島区保育課公式インスタグラム運用要領

令和2年5月1日
子ども家庭部長決定

(目的)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う区内保育園の臨時休園期間中に豊島区保育課（以下「区」という。）が開設する Instagram（以下「インスタグラム」という。）を自宅で保育を行う家庭等への保育に関する情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) インスタグラム
スマートフォンやタブレット端末などを使い、無料で写真や短時間動画を共有するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）をいう。
- (2) 公式インスタグラム
区が設置・運用するインスタグラムをいう。
- (3) アカウント
インスタグラムを利用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) 利用者
公式インスタグラムの利用者をいう。
- (5) コメント
他のユーザーのインスタグラムに意見等を投稿することをいう。
- (6) いいね！
インスタグラムの投稿に対してワンクリックで肯定的な意思を示すことをいう。

(運営主体)

第3条 公式インスタグラムの運営主体は区とし、アカウントの運営管理者は保育課長とする。

2 アカウント名は、city_toshima_childcare とする。

(アカウント運用者の明示)

第4条 区は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運用主体としてアカウント名を区ホームページに明示する。

2 区は、アカウントの運営主体について、公式インスタグラムのプロフィール欄に明示

する。

(情報発信)

第5条 公式インスタグラムを運営するにあたり、情報の作成、更新、発信は、原則として子ども家庭部保育課が行う。

2 情報発信の原則は次のとおりとする。

- (1) 区職員であることの自覚と責任を持ち、地方公務員法その他の関係法令並びに職員の服務及び情報の取り扱いに関する規定を順守する。
- (2) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに十分留意する。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないように十分留意する。
- (4) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。
- (5) その他公序良俗に反する一切の情報を発信しない。

3 区は、公式インスタグラムによる発信のみを行い、原則として他のユーザーの投稿に対するいいね！及びコメントは行わない。また、公式インスタグラムの投稿に対する利用者からのコメントに個別の返信コメントは行わない。ただし、運営管理者が必要と認めるものはこの限りでない。

(コメント等の削除)

第6条 利用者は、公式インスタグラムの利用に際して、次に掲げる内容のコメントを行ってはならないものとし、運営管理者は、投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、当該利用者に対し予告なく、情報の削除その他必要な措置を講じることができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (3) 区又は特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治及び宗教活動を目的とするもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害又は侵害するおそれのあるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (9) 虚偽及び事実と異なるもの並びに単なる噂（噂を助長させるものを含む。）
- (10) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (11) 有害なプログラム
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの

(13) 前各号に掲げるもののほか、区が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

(著作権)

第7条 公式Instagramに掲載されている個々の情報（画像、動画等）に関する諸権利は、区又は現著作者に帰属する。

2 利用者は、内容について、私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製又は転用してはならない。

(免責)

第8条 区は、公式Instagramを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、区は一切責任を負わないものとする。

2 区は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、区の故意又は重大な過失によるものでない限り、区は一切責任を負わないものとする。

3 この要領は、利用者への予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第9条 その他、この要領の実施について必要な事項は、運営管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。